

大気汚染医療費助成制度の改正に関する意見交換で整理した事項

患者側： 本改正にかかる制度は、恒久的な制度として実施していくのか。

都側： 今回の制度改正にあたっては、旧知事本局が患者の方々に対して「都として負担している分を恒久的に維持する」と表明しており、これが都のスタンスである。ただし、あらゆる制度や事業は社会状況や財政状況の変化などによって見直しを行うものであり、本制度も例外ではないが、前記都のスタンスを踏まえて対処する。なお、本制度に関しては、仮に国が同趣旨の制度を創設した場合、当然そのあり方について検討せざるを得ないものと考えている。

患者側： 都は、本件全認定患者の医療費自己負担分のうち、三分の一相当額を助成するのか。

都側： 平成 27 年 3 月 31 日までに認定を受けた 18 歳以上の患者の方を対象として、平成 27 年度からの 3 年間は、経過措置として医療費の全額を助成する。平成 30 年度以降は、和解勧告に際して都が負担することとした三分の一に相当する額を確保し、自己負担上限額を設定して助成を継続する。

患者側： 本改正にかかる上限額については、前記三分の一相当額が上限額超えの助成額と均こうしているかを検証し、ギャップがある場合は、一定期間後の上限額を見直すのか。

患者側： 上記検証のため、本件認定患者各人の医療費自己負担額を手帳記入方式によりチェックするのか。

都側： 自己負担の導入にあたっては自己負担額の管理票を作成し、認定患者の方自身が月間の自己負担累計額を把握できる仕組みを取り入れる予定である。また、自己負担額の情報は、医療機関から情報提供を受ける仕組みを検討しており、これらのデータをもとに自己負担上限額が適切であるかの検証を適宜行い、必要に応じて見直しを行う。

都は、和解勧告に際して都が負担することとした三分の一に相当する額を確保して助成を行うこととしており、自己負担上限額はこの考えに立って設定する。従って、平成 30 年度から適用する自己負担上限額の 6,000 円は、その後の状況によって下がる場合もあれば、上がる場合もありうる。またその見直しは必要に応じて実施するものであり、必ずしも毎年度行うものではない。

なお、見直しを行う場合は、適宜、患者の方々に情報提供を行う予定である。

患者側： 本制度は、東京大気汚染公害裁判和解に基づいて創設されたものである。都は、本制度が他の福祉保健施策とは異なることに留意するのか。

都側： 本制度は、東京大気汚染公害裁判の和解に基づいて創設された制度である。その点において、他の和解に基づかない制度とは、制度創設の経緯が異なるものと認識している。

平成 27 年 2 月 4 日

文責：東京都福祉保健局総務部 企画担当課長 中川 一典

平成 27 年 2 月 4 日、上記内容を患者側・都側双方で確認し、同日、この文書を患者側に交付した。